

経営者の皆様へ

EPA活用パンフレット
(財務省関税局EPA有識者勉強会作成)

財務省関税局EPA有識者勉強会報告書(令和7年1月30日)

EPA/FTAは“日本で作る”のミカタです



輸出事業者の皆様、戦略的にEPAを活用していますか？

EPAの戦略的活用 = 販売者の売上げや利益に貢献する営業・事業戦略としてのEPA活用

- 関税は法人税に匹敵するインパクト (例：関税率5% = 法人税率40%) (参照：田中雄作氏資料)
- コスト競争力強化によるビジネスチャンス⇒関税削減を原資にした働きかけで「受注・販売増」効果も
- 国内の既存リソースの有効活用「現地生産投資節約」「国内雇用確保」も可能に

EPA未活用

ベネフィット
||
なし



EPA活用

ベネフィット
||
関税削減



EPA戦略的活用

ベネフィット
||
受注・販売増



サプライチェーン全体の利益

輸出事業者の皆様、戦略的にEPAを活用していますか？

対象者	Contents
<p>経営者 経営部門 事業部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EPAの概要(動画) ・企業のメリット「関税率5% = 法人税率40%」(旭化成(株) 田中雄作氏資料) ・企業のメリット「活用事例」(JETRO作成資料) ・EPA等交渉の現状
<p>実務責任者 実務者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EPAプロセス概要 ・輸出手続き解説 / 輸入手続き解説 ・世界の関税率検索 (ITC/WCO/WTO作成ツール (英語)) ・我が国の関税率検索 ・事後確認 (検認)
<p>実務責任者 実務者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品目分類解説 / 品目分類(HSコード)の調べ方 (動画) ・我が国のHS事前教示事例検索 / EPA相手国側事前教示 ・我が国のEPA税率一覧(ステージング表) / EPA相手国側譲許表 ・原産地規則の解説 ・EPA毎の品目別原産地規則(PSR)の検索 ・間違っ運用リスク「検認と非違事例」



紙パンフレットをご覧の方は
QRコードよりアクセスし
項目 (リンク) をクリックしてください

フェーズ1 ~認知~
まずはEPAを理解したい
企業向け

フェーズ2 ~準備~
組織・仕組み等の
検討を始める企業向け

フェーズ3 ~運用開始~
これから実務運用を
始める企業向け

EPA・FTAを活用することで相手国関税率と同等の原価低減効果を得られる
輸出先国での「市場競争力のある販売価格」に寄与し、販売増の可能性を広げる

EPA・FTA締結国 V国 市場 (輸出先国市場)

※概念をお伝えるための仮想のイメージです

自社製品
日本製A



製品原価：100円
関税10%：10円
販売価格：110円



日本製A
経営者

安価な他国製品Bの
品質も上がってきている
ビジネス継続には
コスト削減が必須

他社製品
他国製B



製品原価：90円
関税10%：9円
販売価格：99円

EPA・FTA活用

原価低減なしで販売価格が競合同等になる事も

自社製品
日本製A



製品原価：100円
関税 0%：0円
販売価格：100円

自社の原価を下げるには

企業にとって10%の原価低減は容易ではない

管理主体	費目	実現課題
輸送業社	輸送費	契約単価の見直し交渉
仕入先	購入費 (材料等)	仕入先の協力必須
自社	利益	企業の損益に直結
	管理費	間接費用の大幅見直し
	固定費	見直すには時間と費用が必要
企業努力にも 限界がある	比例費	効率化改善で実現

原価低減

EPAの関税削減を
原資に海外営業部が
輸入者に働きかけ
販売増を実現！

日本製A
生産者

日本製A
輸入者

EPA・FTAによる
免税効果で無理なく
V国市場のビジネスを
維持確保できた

FTA活用の経緯

- 2011年1月 FTAセミナーに参加



～インドネシア客先からの対応要請を受けて～
ある機械部品メーカーの活用事例・体験談紹介
『関税番号変更基準』について

この方法なら、我々のような中小零細企業レベルでもできると確信！
ここから新たな歴史が始まったと言っても過言ではない

- 2011年2月 消火器メーカーと協業で、
原産性判定方法など詳細調査
- 2011年3月 当社初のFTA(日・インドネシア協定)を利用開始(消火器)
- 2011年7月 産業用ポンプ・同部品へ適用
- 2016年10月 厨房用機器・用品へ適用
- 2017年3月 ジャカルタMRT(地下鉄)向け消火栓等へ適用

現在、「受動的な活用」から「積極的な活用」を行っている

2023年12月 日本関税協会主催RCEPセミナー 資料より

CTC『関税番号変更基準』
に必要なノウハウを手の内化
FTA活用により海外市場での
“競争力”を確保

【事例：歯車】ものづくりの流れとHSコードの変化 ⇒ 「CTC基準を理解することで、HSの確認を最低限に = EPA活用」

EPA特恵税率を適用する原産品を判断するCTC（関税分類変更基準）は、日本の原産品と判断する加工による変化の大きさを、HSコードの変化で評価する方法

HSコードの構造	鉄鋼材				エンジン	自動車	椅子	CTC基準	
	上位2桁：類 世界共通 大分類	鉄鋼 (72)				機械類 (84)	輸送機器 (87)		家具、寝具、他 (94)
	中位2桁：項 世界共通 中分類	冷間圧延フラットロール (72.09)				ディーゼルエンジン セディーゼルエンジン含む (84.08)	貨物自動車 (87.04)		椅子 (94.01)
下位2桁：号 世界共通 小分類	厚さ1～3mm未満 (7209.16)				自動車用 (8408.20)	ダンパー (8704.10)	自動車に使用する椅子 (9401.20)	号が変わる = CTSH	

HSコードが変化する工程(例)	前工程 鉄鋼材料		鉄鋼メーカーB社			
	生産者	海外採掘業者A社 = 非原産品	鉄鋼メーカーB社			
工程	鉄鋼原料輸入		製錬・鋳造		圧延(バー材へ)	
製品	鉄鋼バー材		ピレット			
HSコード	26類/72.02項等		72.07項 (7207.11)		72.14項 (7214.99)	
工程の流れ						
生産者	鉄鋼メーカーB社	鍛造メーカーC社	切削メーカーD社		熱処理 E社	研磨メーカーF社
工程	バー材	鍛造	旋削	歯切り	熱処理	研磨
製品	歯車					
HSコード	72類	87類 (8708.40)	87類	87類	87類	87類

輸出入貨物の
HSコードを
知りたい

輸出入の際に
利用できる
EPA・関税率は？

原産地は
どうやって判断
すればいいの？

関税分類・ 原産地規則 などEPAの 利用に関する 疑問は？

検認・事後確認への
対応はどうしたら
いいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（国家資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。
認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会のHPに掲載されている認定アドバイザーの
リストをご覧ください



一般社団法人日本通関業連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階

お問い合わせ Email : jcba@tsukangyo.or.jp

TEL.03-3508-2535